

添付資料8. 各種法令における用途区分等の解釈

	保育園	区民館	認知症高齢者 グループホーム	防災倉庫 町会倉庫	駐輪場
建築基準法	児童福祉施設等	集会場	寄宿舍	倉庫 (倉庫業を営まない倉庫：非特殊建築物)	駐輪場 (非特殊建築物)
	法別表第1(2)	法別表第1(1)	法別表第1(2)	法別表第1には 該当しない	法別表第1には 該当しない
					* 床面積は1.2㎡×台数とする。
東京都 駐車場条例	非特定用途	特定用途	非特定用途	非特定用途	面積算定対象外
消防法	複合棟全体としては、16項(イ)			保育園屋内園庭を含めると16項(イ)	
	6項(ロ)	15項	6項(ロ)	15項	15項
東京都における 自然の保護と回復に関する条例	・本事業はPFI事業であるが、全体として公共施設と捉える。したがって、敷地面積250㎡以上で条例の対象となる。 ・「一団地認定制度」は「総合設計制度」と同等であるとみなされるので、それに対応した緑化率の確保が求められる。 ・屋上緑化の面積算定において、屋上の園庭部分は「利用可能な部分」とみなされる。				